

生活排水処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

群馬県では、「群馬県環境基本計画」「群馬県循環型社会づくり推進計画」のほかに、「群馬県汚水処理計画」を策定しています。

「群馬県汚水処理計画」は、下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などの各種汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善（便所の水洗化など）を図るとともに、県民にとって最良の水環境を取り戻すこと、利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指すことを目的として平成9年度に策定されました。

また、令和3年度末には群馬県の汚水処理人口普及率が83.1%に向上しましたが、全国平均の92.6%を下回っている状況を踏まえ、「美しく良好な環境の保全」を重点政策のひとつとし、令和5年3月に同計画を改定しています。

このような社会経済情勢の変化や群馬県の計画の改定等を受け、生活排水処理基本計画では、これまでの環境行政の成果などを踏まえ、本町の生活排水を適正に処理し、長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定めるものとします。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されます。

生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、生活排水処理についての基本計画を定めます。

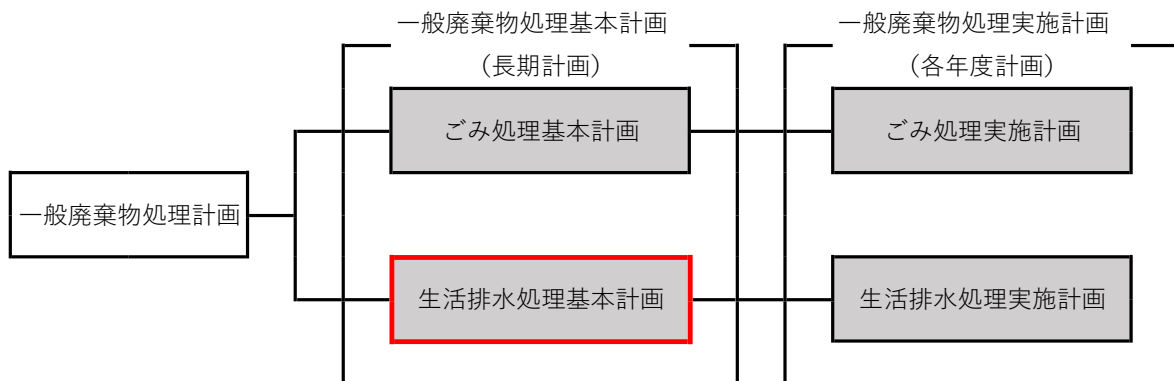


図1-1 計画の位置づけ

第3節 計画の範囲

生活排水処理基本計画の範囲は、図1-2に示す本町全域の一般廃棄物のうち、ごみを除いた「生活排水」とします。

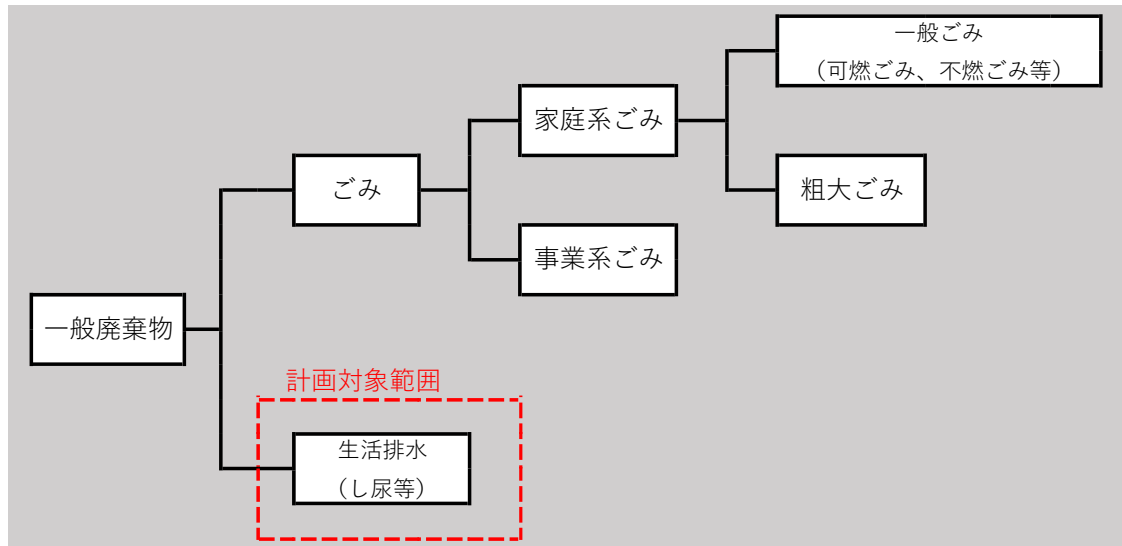


図1-2 廃棄物の区分

第2章 生活排水の概況

第1節 生活排水処理体制

本町の生活排水は、下水道による処理と、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り槽（以下「浄化槽等」という。）の個別処理によって行われています。

下水道は、大泉町、太田市、千代田町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備され、西邑楽水質浄化センターにて処理されています。

浄化槽等から生じたし尿及び浄化槽汚泥については、大泉町衛生センターへ搬入され、処理されています。なお、大泉町衛生センターでは、「邑楽町し尿及びし尿浄化槽汚でい処理に関する事務の事務委託に関する規約」に基づき、邑楽町のし尿及び浄化槽汚泥の処理も行っています。

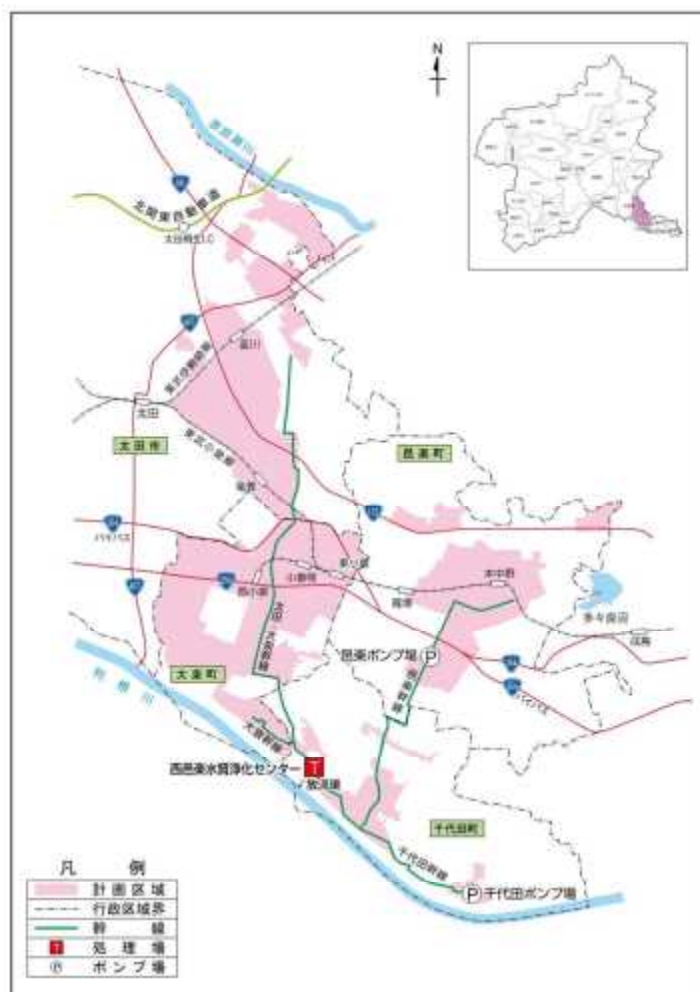
第2節 下水道

大泉町、太田市、千代田町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備された、流域下水道を利用しています。下水道によって運ばれた生活排水は、西邑楽水質浄化センターにて処理されています。

表 2-1 流域下水道（西邑楽水質浄化センター、令和3年度時点）

区分	全体計画	都市計画決定	下水道法事業認可	現況
告示又は認可日		平成2年12月4日	平成24年3月6日	
目標又は事業年度	令和22年度		平成3年度～令和8年度	
関連市町数	4市町	4市町	4市町	4市町
処理区域面積（ヘクタール）	2,229		1,108	804
処理区域人口（千人）	73		40.5	32.4
処理能力（日最大） （千立方メートル/日）	33.1		19.2	19.2
管渠延長（キロメートル）	21.4（4幹線）	16.7（4幹線）	19.4（2幹線）	19.3（2幹線）
ポンプ場（箇所）	1	2	1	1
処理場面積（ヘクタール）	10	10	10	10

※関連市町：大泉町、太田市、千代田町、邑楽町



資料：令和元年度事業年報 群馬県下水道総合事務所

図 2-1 西邑楽処理区計画区域図

第3節 浄化槽等の収集運搬体制

浄化槽等のし尿及び浄化槽汚泥は、町が許可した収集業者に町民が直接、収集を依頼することで、収集・運搬が行われます。収集・運搬車両はバキューム車でを行っています。生活雑排水槽については排出者自ら清掃を行い、発生した汚泥は乾燥させ、燃えるごみとして太田市外三町クリーンプラザへ搬入することとします。表 2-2 に、本町の一般廃棄物の収集運搬についての手数料を示します。

表 2-2 一般廃棄物収集運搬の手数料

種別	区分	単位	金額	対象
し尿	普通手数料	36 リットルにつき	220 円	普通世帯
	特別手数料	36 リットルにつき	200 円	官公庁、会社、事業所等不特定多数の者が使用する施設 その他町長が認めたもの

第4節 浄化槽等の中間処理状況

第1項 中間処理体制(し尿処理施設)

大泉町衛生センターの施設概要を、表 2-3 に示します。

表 2-3 大泉町衛生センター

施設名	大泉町衛生センター
所在地	大泉町仙石二丁目 28 番 1 号
敷地面積	8439.22 m ²
処理能力	80kl/日
形式	湿式酸化処理+標準脱窒素処理+凝集分離+高度処理
竣工	昭和 55 年 3 月

第2項 放流水質

大泉町衛生センターにおいて処理後に発生する放流水は、大泉主幹排水路を經由して利根川に放流されます。大泉町衛生センターの放流水質を、表 2-4 に示します。

表 2-4 放流水質(令和 4 年度時点)

区 分	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	浮遊物質 (SS) (mg/l)
町 設 定 値	5.8 以上~8.6 以下	10	10
環境省基準値	5.8 以上~8.6 以下	20	70
4 月	7.1	2.5	2.8
5 月	7.2	<1.0	<1.0
6 月	7.4	1.6	<1.0
7 月	7.0	<1.0	<1.0
8 月	7.2	1.6	<1.0
9 月	7.5	1.4	<1.0
10 月	7.4	1.8	<1.0
11 月	7.6	1.7	<1.0
12 月	7.7	1.1	<1.0
1 月	7.5	2.2	<1.0
2 月	7.2	1.4	<1.0
3 月	7.3	1.6	<1.0

第3項 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量については、やや増加している傾向があります。

し尿は、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換による減少が見られます。浄化槽汚泥については、下水道接続による減少のほかに、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換により汚泥が増加するため、総量としては緩やかに増加しています。し尿及び浄化槽汚泥の発生量を、表2-5及び図2-2に示します。

表2-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

(単位：kl/年)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大泉町	し尿	2,669	2,450	2,295	2,193	1,835
	浄化槽汚泥	11,379	11,730	11,741	12,019	13,170
	小計	14,048	14,180	14,036	14,212	15,005
邑楽町	し尿	2,610	2,299	2,229	2,017	1,862
	浄化槽汚泥	7,918	8,077	7,884	8,065	7,650
	小計	10,528	10,376	10,113	10,082	9,512
合計		24,576	24,556	24,149	24,294	24,517
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大泉町	し尿	1,614	1,331	1,184	1,109	1,138
	浄化槽汚泥	14,957	14,346	14,436	14,804	16,364
	小計	16,571	15,677	15,620	15,913	17,502
邑楽町	し尿	1,895	1,859	1,780	1,647	1,593
	浄化槽汚泥	8,374	8,391	8,007	8,603	9,150
	小計	10,269	10,250	9,787	10,250	10,743
合計		26,840	25,927	25,407	26,163	28,245
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大泉町	し尿	916	982	1,013	940	855
	浄化槽汚泥	19,059	19,623	20,256	20,233	20,761
	小計	19,975	20,605	21,268	21,173	21,616
邑楽町	し尿	1,442	1,103	1,056	1,014	919
	浄化槽汚泥	9,403	9,519	9,714	9,517	8,298
	小計	10,844	10,622	10,770	10,531	9,217
合計		30,820	31,227	32,039	31,704	30,832

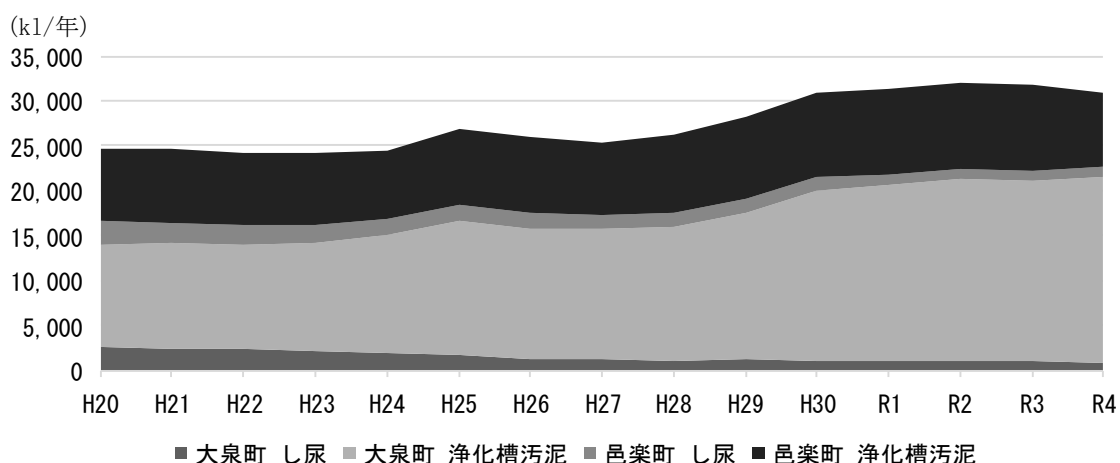


図 2-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

第5節 浄化槽等の最終処分状況

第1項 最終処分体制

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い排出される脱水汚泥について、最終処分場を所有していないため、大泉町衛生センターから搬出される脱水汚泥の最終処分については、民間の処理施設で委託処分を行っています。

第2項 最終処分量

脱水汚泥の最終処分量の実績を、表 2-6 に示します。本町及び邑楽町脱水汚泥の最終処分量は、令和元年度に大きく増加していますが、全体的には減少傾向にあります。最終処分量の推移を、図 2-3 に示します。

表 2-6 脱水汚泥最終処分量の実績

(単位：kg/年)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大泉町	96,914	82,690	75,861	67,883	72,901
邑楽町	72,516	60,620	54,709	48,157	46,219
最終処分量	169,430	143,310	130,570	116,040	119,120
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大泉町	80,506	85,438	84,335	55,237	75,981
邑楽町	49,974	55,782	52,795	35,613	46,569
最終処分量	130,480	141,220	137,130	90,850	122,550
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大泉町	76,937	108,676	79,813	64,155	65,824
邑楽町	41,793	55,984	40,387	31,885	28,076
最終処分量	118,730	164,660	120,200	96,040	93,900

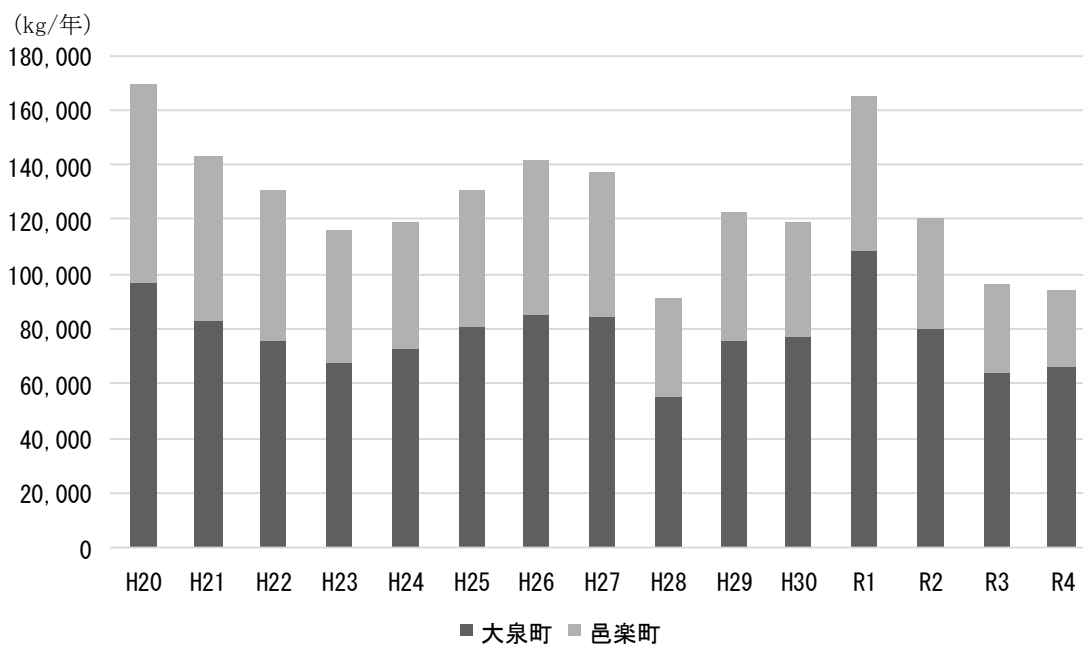


図 2-3 脱水汚泥最終処分量の推移

第3章 生活排水処理の基本方針と基本的な取組

第1節 生活排水処理の基本方針

昨今、水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所や風呂等からの生活排水に移行してきています。利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指し、良好な水辺環境とその周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、これまでの生活排水対策を継続・発展させていく必要があります。

第2節 生活排水処理の基本的な取組

第1項 公共下水道整備事業の推進

(1) 下水道の整備に係る取組

下水道幹線管渠、面整備管の整備にあたり、社会資本整備総合交付金等の国庫交付金を活用し計画的に整備推進に取り組みます。また、供用開始済みの区域については、下水道への接続の促進に努めます。

(2) 下水道接続の促進

下水道の普及促進を図ることを目的に、処理区域内において、下水道に接続するために浄化槽を廃止する経費の補助を行います。また、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子の補給を行います。

第2項 合併処理浄化槽の普及促進

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間見込まれない地域において、水質浄化に効果のある合併処理浄化槽を普及するため、浄化槽（5～10人槽）の設置又は転換（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換設置）にかかる費用の一部を補助します。

(2) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報おおいずみ、ホームページ及びイベント等の機会を利用して啓発を行います。

第3項 し尿処理施設の維持管理

大泉町衛生センターは老朽化が進行していることから、整備計画に基づき、延命化・長寿命化を図るため適正な維持管理・補修を行い、処理能力の維持に努めます。

第3節 計画の見直し

事業の実施効果を検証するため、生活排水処理基本計画及び関連計画の実施状況を把握し、社会経済情勢の変化、国や県の動向などに応じ、必要に応じて見直しを行います。

大泉町一般廃棄物処理基本計画

発行 令和6年3月

編集 大泉町 都市建設部 環境整備課

〒370-0595

住所 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

TEL 0276-63-3111 FAX 0276-63-3921

E-mail kankyo@town.oizumi.gunma.jp
